

八幡平市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 協議等（第9条—第14条）
- 第3章 届出等（第15条—第18条）
- 第4章 維持管理（第19条）
- 第5章 監督（第20条—第22条）
- 第6章 補則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理に関し必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止し、市民の生命及び財産の保護を図るとともに、市の良好な自然環境、景観及び生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 太陽光又は風力を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る電柱及び電線並びにこれらに附属するものを除く。）をいう。
- (2) 事業 市内において、再生可能エネルギー発電設備を設置する工事及び再生可能エネルギー発電設備を設置するために行う木竹の伐採、切土、盛土、埋土等の工事（以下「設置工事」という。）又は当該再生可能エネルギー発電設備による発電を行う事業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する太陽光発電設備による発電を行う事業は除く。）をいう。
- (3) 事業者 事業を行う者（契約により事業の実施を請け負う者を含む。）をいう。
- (4) 事業区域 事業を行う一団の土地（再生可能エネルギー発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）をいう。
- (5) 周辺関係者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 事業区域に隣接する土地及び建物の所有者（地上権、質権又は使用貸借若しくは賃借権による権利（一時使用のため設定された地上権又は使用貸借若しくは賃借による権利を除く。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人。以下「土地の所有者等」という。）
 - イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体のうち事業区域の全部又は一部が活動範囲に含まれるもの
 - ウ 事業の実施に伴い影響を受けるおそれがある農業、林業その他の産業を営む者で組織する団体
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、事業の実施により影響を受けるおそれがあると市長が認める者

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境、景観及び生活環境に十分配慮するとともに、災害が発生することのないよう必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、周辺関係者等の意見を尊重し、常に周辺関係者等と良好な関係を保つよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、第1条の目的を達成するために、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(土地の所有者等の責務)

第6条 土地の所有者等は、災害の発生を助長し、又は市の良好な自然環境、景観及び生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならない。

(禁止区域)

第7条 事業者は、法令に特別の定めがある場合を除き、次に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合は、当該事業区域の全部を含む。以下「禁止区域」という。）において、事業を実施してはならない。

- (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- (3) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地
- (4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域
- (5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号の国立公園

(抑制区域)

第8条 市長は、災害発生の防止又は自然環境、景観及び生活環境の保全のため、次の各号に掲げる区域を事業の抑制区域（以下「抑制区域」という。）として指定し、事業者に対し抑制区域を事業区域に含めないよう求めるものとする。

- (1) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項各号に掲げる区域及び同法第54条第1項の河川保全区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域
- (4) 岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号）第3条第1項第2号の重点地域
- (5) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の重要文化財、同法第57条第1項の規定により登録された有形文化財、同法第78条第1項の重要有形民俗文化財及び同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する区域及び近接する土地並びに同法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地

- (6) 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第4条第1項に規定する県指定有形文化財、同条例第30条第1項に規定する県指定有形民俗文化財及び同条例第37条第1項に規定する県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域及びその近接する土地
 - (7) 八幡平市文化財保護条例（平成17年条例第183号）第4条第1項に規定する市指定有形文化財が所在する区域及びその近接する土地
 - (8) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地
 - (9) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する地域のうち、工業地域及び工業専用地域を除く地域
- 2 前条に規定する法令に特別の定めがある場合における禁止区域は、当該区域を抑制区域とみなす。

第2章 協議等 (事前協議)

第9条 事業が次の各号のいずれかに該当する事業者（以下「特定事業者」という。）は、第11条第2項の規定による許可の申請前に、規則で定める事項を記載した当該事業に係る計画（以下「事業計画」という。）を定め、市長と協議（以下「事前協議」という。）をしなければならない。

(1) 発電出力が50キロワット以上の事業を行おうとする場合（既に事業を実施している事業者が再生可能エネルギー発電設備の増設等の変更を行う場合であって、当該変更後の発電出力の合計が50キロワット以上となる場合を含む。）

(2) 事業区域内に抑制区域を含む場合
(説明会の開催等)

第10条 特定事業者は、事前協議終了後、次条第2項の規定による許可の申請前に周辺関係者等に対し、事業に関する説明会を開催しなければならない。この場合において、特定事業者は、周辺関係者等の理解が得られるよう努めなければならない。

2 特定事業者は、事業計画の周知を図るため、事業区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を設置しなければならない。

(事業の許可申請)

第11条 特定事業者は、当該事業に係る設置工事に着手する前に、事業について、市長の許可を受けなければならない。

2 市長の許可を得ようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(事業許可の基準等)

第12条 市長は、前条第2項の規定による申請があつた場合において、当該申請の内容が次のいずれにも該当していると認めるときでなければ、前条第1項に規定する許可をしてはならない。

(1) 特定事業者が次のいずれにも該当すること。

ア 事業を実施するために必要な資力及び信用があると認められること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい

う。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者と密接な関係を有する者でないこと。

ウ 事業の実施に当たり違法又は不正な行為をするおそれがないこと。

エ 第14条の規定により許可を取り消されている場合は、その取消しの日から5年を経過していること。

(2) 事業計画が次に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。

ア 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境、景観及び生活環境の保全に関する事項

イ 事業に係る防災上の措置に関する事項

ウ 再生可能エネルギー発電設備の技術基準に関する事項

2 市長は、市の良好な自然環境、景観及び生活環境を保全するために、必要があると認めるときは、前条第1項に規定する許可に必要な条件を付することができる。

(変更許可等)

第13条 第11条第1項の規定による許可を受けた特定事業者(以下「許可事業者」という。)が当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更について市長の許可(以下「変更許可」という。)を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 許可事業者は、前項ただし書の軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第9条から前条までの規定は、第1項の変更許可について準用する。

(事業許可又は変更許可の取消し)

第14条 市長は、許可事業者又は変更許可を受けた許可事業者(以下「許可事業者等」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、事業許可又は変更許可(以下「事業許可等」という。)を受けたとき。

(2) 事業許可等を受けた日から起算して1年を経過する日までに設置工事に着手しなかったとき。

(3) 設置工事に着手した後に、1年以上引き続き工事を施工していないとき。

(4) 第12条第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。

(5) 前条第1項の規定に違反して変更許可を受けずに事業を行ったとき。

第3章 届出等

(事業の届出)

第15条 発電出力が10キロワット以上の事業であり、かつ、第9条各号のいずれにも該当しない事業を行う場合において、事業者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者(以下「届出事業者」という。)は、事業を行うに当たり、第10条第1項に規定する説明会及び同条第2項に規定する標識の設置を行うよう努めなければならない。

(設置工事の着手等の届出)

第16条 許可事業者等又は届出事業者は、設置工事の着手、中断、再開又は完了をしたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による工事の完了の届出があつた場合は、現地確認を行うものとする。

(地位の承継)

第17条 事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

(事業の廃止)

第18条 事業者は、事業を廃止したときは、関係法令に基づき、再生可能エネルギー発電設備を速やかに撤去するとともに、自らの責任において適正に処分しなければならない。

2 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の撤去が完了したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

第4章 維持管理

(異常発生時の対応)

第19条 事業者は、事業区域及び再生可能エネルギー発電設備に異常が生じたときは、速やかに現地を確認し、早急に必要な措置を講ずるとともに、当該異常について周辺関係者等に周知し、及び市長に通報しなければならない。

2 市長は、前項に規定する場合において、同項の事態が事業者以外の者の行為によるものであるときは、当該者に対し、同項に規定する措置を講ずることを求めることができる。

第5章 監督

(報告の徴収及び立入調査)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は命じた者若しくは委任した者に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に聞き取りをさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(指導、助言及び勧告)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 第11条第1項若しくは第13条第1項に規定する許可を得ずに事業を実施し、又は第12条第2項の規定により付した条件に違反したと認められるとき。

(2) 第15条第1項、第16条第1項、第17条又は第18条第2項に規定する届出をしなかつたとき又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同条に規定する立入調査を拒み、妨げ、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(4) 前項に規定する指導又は助言に正当な理由なく従わなかつたとき。

(公表)

第22条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の公表を行う場合は、あらかじめ事業者に弁明の機会を与えなければならない。

第6章 補則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に設置工事に着手している事業は、第7条から第15条まで及び第21条第2項第1号の規定は適用しない。